

## 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
(総務部県政情報・文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目 次

## 告 示

ページ

- 土壌汚染対策法に基づく指定調査機関の廃止の届出 (環境対策課) 一
- 救急医療機関の認定 (医療政策課) 一
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出 (障害福祉課) 一
- 県営土地改良事業変更計画の縦覧 (農村振興課) 二
- 保安林の指定の予定 (森林整備課) 二
- 保安林の指定実施要件の変更の予定 (同) 二
- 建設業許可の取消し (事業管理課) 三
- 証紙売りさばき機関の指定 (会計課) 三
- 土地改良区の定款変更の認可 (大河原地方振興事務所) 三
- 土地改良区役員の就任及び退任の届出 (東部地方振興事務所) 三
- 志津川海岸荒砥地区事件裁決手続開始決定 (収用委員会) 四
- 県道女川牡鹿線飯子浜事件審理の開催 四
- 仙台松島道路の料金変更の報告 四
- 宮城県告示第七百三十四号  
土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第四十条の規定により、指定調査機関から次のとおり業務を廃止した旨届出があった。

## 告 示

令和元年九月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

| 指定番号                | 指定調査機関名    | 事業所の名称及び所在地            | 廃止年月日          |
|---------------------|------------|------------------------|----------------|
| 二〇〇三・一〇四〇<br>一〇一〇〇一 | 株式会社サトーサービ | 研究所<br>仙台市若林区卸町一丁目四番二号 | 平成三十二年<br>四月一日 |

○宮城県告示第七百三十五号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院と認定した。

令和元年九月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

| 名 称       | 所 在 地                 | 認定年月日    | 認定の有効期限    |
|-----------|-----------------------|----------|------------|
| 河原町病院     | 仙台市若林区南小泉字八軒<br>小路四番地 | 令和元年九月一日 | 令和四年八月三十一日 |
| 石巻市立病院    | 石巻市穀町十五番一号            | 令和元年九月一日 | 令和四年八月三十一日 |
| みやぎ北部循環器科 | 大崎市古川字本鹿島百四十五         | 令和元年九月一日 | 令和四年八月三十一日 |

○宮城県告示第七百三十六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第四十六条第二項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。

令和元年九月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

| 事業所番号      | 事業所の名称及び所在地                                | 廃止する指定障害福祉サービスの種類 | 設置者名            | 廃止年月日          |
|------------|--|-------------------|-----------------|----------------|
| 〇四一〇三〇二四八  | ホームヘルパーステ<br>塩竈市新浜町二丁目<br>二一四三             | 居宅介護・重度<br>訪問介護   | 株式会社大和<br>リアルティ | 令和元年九月<br>三十日  |
| 〇四一二七〇〇四三七 | ニチイケアセンター<br>七ツ森<br>黒川郡吉岡まほろば<br>二丁目二十二番地の | 同行援護              | 株式会社ニチ<br>イ学館   | 令和元年八月<br>三十一日 |

○宮城県告示第七百三十七号

県宮川前四地区土地改良事業（区画整理事業）変更計画を定めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業変更計画について不服があるときは、同法第八十八条第六項において準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に審査請求をすることができる。

令和元年九月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧期間

令和元年九月三日から令和元年十月三日まで

三 縦覧場所

東松島市役所

○宮城県告示第七百三十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和元年九月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林予定森林の所在場所

栗原市花山字草木沢宮ノ木裏二の一、二二の一、二二の二、二九、字草木沢程野裏二二の二、

二〇の二、二〇の三、二二

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整

備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び栗原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第七百三十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和元年九月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

石巻市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

石巻市（次の図に示す部分に限る。）

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

二 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

石巻市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的  
土砂の崩壊の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び石巻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第七百四十号

建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消した。

令和元年九月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 許可を取り消した年月日

令和元年九月三日

二 被処分者の商号又は名称等

|                       |                     |                        |
|-----------------------|---------------------|------------------------|
| 商号又は名称及び代表者の氏名        | 主たる営業所の所在地          | (建設業許可番号)<br>(宮城県知事許可) |
| 株式会社ミヤマ・コーケン<br>高橋 健介 | 大崎市古川小野字中蝦沢百三十九番八十六 | 般一三十<br>第一万九千八百六十号     |

三 処分の内容

一般建設業許可の取消し

四 処分の原因となった事実

被処分者は、平成三十一年四月一日付けで、禁錮以上の刑が確定し、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者を役員に就任させた。

このことは、法第二十九条第一項第二号に該当する。

○宮城県告示第七百四十一号

証紙条例（昭和三十九年宮城県条例第二十二号）第五条第一項第一号の規定により、証紙売りさばき機関として次のとおり指定した。

令和元年九月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

|                     |   |          |
|---------------------|---|----------|
| 売りさばき機関             | 売りさばき場所   | 指定年月日    |
| 宮城県北部地方振興事務所栗原地域事務所 | 栗原市築館藤木五番一号<br>栗原合同庁舎一階北部地方振興事務所栗原地域事務所総務部県民サービスセンター内 | 令和元年九月一日 |

○宮城県告示第七百四十二号

白石市土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、令和元年八月二十七日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

令和元年九月三日

宮城県大河原地方振興事務所

所長 千葉 隆 政

○宮城県告示第七百四十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、石巻市蛇田土地改良区役員の就任及び退任について、次のとおり届出があった。

令和元年九月三日

宮城県東部地方振興事務所

所長 高橋 剛 彦

一 就任した者

| 就任年月日     | 氏名     | 住 所            | 役職名 |
|-----------|--------|----------------|-----|
| 令和元年八月二十日 | 高橋 長一郎 | 石巻市蛇田字西境谷地七番地  | 理事  |
| 令和元年八月二十日 | 大和田 正昭 | 石巻市恵み野二丁目九番地三  | 理事  |
| 令和元年八月二十日 | 布施 東吉  | 石巻市蛇田字南久林二番地一  | 理事  |
| 令和元年八月二十日 | 齋藤 廣   | 石巻市蛇田字中塚八番地二   | 理事  |
| 令和元年八月二十日 | 佐々木 崇  | 石巻市蛇田字福村北二十九番地 | 理事  |

二 退任した者

| 退任年月日     | 氏名     | 住 所            | 役職名 |
|-----------|--------|----------------|-----|
| 令和元年八月十九日 | 高橋 長一郎 | 石巻市蛇田字西境谷地七番地  | 理事  |
| 令和元年八月十九日 | 大和田 正昭 | 石巻市恵み野二丁目九番地三  | 理事  |
| 令和元年八月十九日 | 千葉 利一  | 石巻市蛇田字福村北十二番地  | 理事  |
| 令和元年八月十九日 | 齋藤 要一  | 石巻市蛇田字中塚三十七番地一 | 理事  |
| 令和元年八月十九日 | 六戸 敏男  | 石巻市蛇田字孤懸二十二番地  | 理事  |

収用委員会

○宮城県収用委員会告示第18号  
 土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり裁決手続の開始を決定した。

令和元年9月3日

宮 城 県 収 用 委 員 会

- 1 起業者の名称  
宮城県
- 2 事業の種類  
志津川海岸荒砥地区海岸改修工事（宮城県本吉郡南三陸町志津川字蒲の沢地内から同町志津川字深田地先海浜地まで）
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等  
所在 宮城県本吉郡南三陸町志津川字蒲の沢

| 地 番 | 地 目 |     | 地 積 (㎡) |     | 収用又は使用しようとする土地の面積 (㎡) |
|-----|-----|-----|---------|-----|-----------------------|
|     | 公 簿 | 現 況 | 公 簿     | 実 測 |                       |

|        |     |     |     |        |        |      |
|--------|-----|-----|-----|--------|--------|------|
| 229番 3 | 雑種地 | 雑種地 | 433 | 436.06 | 収 用    | 使 用  |
|        |     |     |     |        | 364.47 | 0.52 |

- 4 土地所有者の氏名及び住所  
持分42,768分の14  
小山 浩二  
宮城県仙台市青葉区愛子中央三丁目10番15号 レオパレスラテラ105
- 5 土地に関して所有権以外の権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類  
なし
- 6 裁決手続の開始を決定した年月日  
令和元年8月23日

○宮城県収用委員会告示第19号

宮城県起業者の県道女川牡鹿線改築工事（飯子浜工区・宮城県牡鹿郡女川町大石原浜字向地内から同町飯子浜字夏浜地内まで）及びこれに伴う町道付替工事に係る土地収用事件（県道女川牡鹿線飯子浜事件）について、土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第1項の規定により、次のとおり審理を開始する。

令和元年9月3日

宮 城 県 収 用 委 員 会

- 1 日時 令和元年10月11日（金）午後2時から
- 2 場所 仙台市青葉区本町三丁目8番1号 宮城県 行政庁舎9階 第一会議室
- 3 審理事項 本事件に関する起業者及び土地所有者に対する審問等

雑 報

○宮城県道路公社理事長から、次のとおり公報登載の依頼があった。  
 令和元年九月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第二十五条第一項の規定により、仙台松島道路の料金の額について、次のとおり公告する。

令和元年九月三日

宮城県道路公社

一 料金の額

理事長 小野寺 好 男

車種区分に係る料金の額(通行一台一回当たり)

(1) 利府中インターチェンジ(利府町春日) から松島海岸インターチェンジ(利府町赤沼) まで

| 車種区分  | 料金の額 |
|-------|------|
| 軽自動車等 | 一〇〇円 |
| 普通車   | 一五〇円 |
| 中型車   | 一五〇円 |
| 大型車   | 二二〇円 |
| 特大車   | 三七〇円 |

(2) 利府中インターチェンジ(利府町春日) から松島大郷インターチェンジ(松島町初原) まで

| 車種区分  | 料金の額 |
|-------|------|
| 軽自動車等 | 二〇〇円 |
| 普通車   | 三〇〇円 |
| 中型車   | 三〇〇円 |
| 大型車   | 四二〇円 |
| 特大車   | 七四〇円 |

(3) 利府中インターチェンジ(利府町春日) から松島北インターチェンジ(松島町根廻) まで

| 車種区分  | 料金の額   |
|-------|--------|
| 軽自動車等 | 三〇〇円   |
| 普通車   | 四〇〇円   |
| 中型車   | 四五〇円   |
| 大型車   | 六三〇円   |
| 特大車   | 一、〇六〇円 |

(4) 利府中インターチェンジ(利府町春日) から鳴瀬奥松島インターチェンジ(東松島市川下) まで

| 車種区分  | 料金の額   |
|-------|--------|
| 軽自動車等 | 五一〇円   |
| 普通車   | 六一〇円   |
| 中型車   | 七一〇円   |
| 大型車   | 一、〇〇〇円 |
| 特大車   | 一、六九〇円 |

(5) 松島海岸インターチェンジ(利府町赤沼) から松島大郷インターチェンジ(松島町初原) まで

| 車種区分  | 料金の額 |
|-------|------|
| 軽自動車等 | 一〇〇円 |
| 普通車   | 一五〇円 |
| 中型車   | 一五〇円 |
| 大型車   | 二二〇円 |
| 特大車   | 三七〇円 |

(6) 松島海岸インターチェンジ(利府町赤沼) から松島北インターチェンジ(松島町根廻) まで

| 車種区分  | 料金の額 |
|-------|------|
| 軽自動車等 | 二〇〇円 |
| 普通車   | 二五〇円 |
| 中型車   | 三〇〇円 |
| 大型車   | 四二〇円 |
| 特大車   | 六九〇円 |

(7) 松島海岸インターチェンジ(利府町赤沼) から鳴瀬奥松島インターチェンジ(東松島市川下) まで

| 車種区分  | 料金の額   |
|-------|--------|
| 軽自動車等 | 四一〇円   |
| 普通車   | 四六〇円   |
| 中型車   | 五六〇円   |
| 大型車   | 七九〇円   |
| 特大車   | 一、三二〇円 |

(8) 松島大郷インターチェンジ(松島町初原) から松島北インターチェンジ(松島町根廻) まで

| 車種区分  | 料金の額 |
|-------|------|
| 軽自動車等 | 一〇〇円 |
| 普通車   | 一〇〇円 |
| 中型車   | 一五〇円 |
| 大型車   | 二二〇円 |
| 特大車   | 三二〇円 |

(9) 松島大郷インターチェンジ(松島町初原) から鳴瀬奥松島インターチェンジ(東松島市川下) まで

| 車種区分  | 料金の額 |
|-------|------|
| 軽自動車等 | 三一〇円 |
| 普通車   | 三一〇円 |
| 中型車   | 四一〇円 |
| 大型車   | 五八〇円 |
| 特大車   | 九五〇円 |

(10) 松島北インターチェンジ(松島町根廻) から鳴瀬奥松島インターチェンジ(東松島市川下) まで

| 車種区分  | 料金の額 |
|-------|------|
| 軽自動車等 | 二二〇円 |
| 普通車   | 二二〇円 |
| 中型車   | 二六〇円 |
| 大型車   | 三七〇円 |
| 特大車   | 六三〇円 |

(通行一台一回当たり)

二 実施予定年月日

令和元年十月一日から適用する。